

少子化対策推進委員会条例の一部改正について

1. 少子化対策推進委員会条例の名称の変更について

(1) 変更内容

変更前 : 「伊賀市少子化対策推進委員会条例」

変更後 : 「伊賀市子ども・子育て会議条例」

(2) 変更理由

伊賀市少子化対策推進委員会は、子ども・子育て支援法に定める合議制の機関として、地方版「子ども・子育て会議」として設置しています。

この委員会で審議する計画等の内容と委員会の名称を一致させ、よりわかりやすく制度とリンクして考えられるものにするため、子ども・子育て支援法第72条に基づき国が設置している「子ども・子育て会議」にならい「伊賀市子ども・子育て会議」と変更しようとするものです。

また、審議する計画の名称も「伊賀市子ども・子育て支援事業計画」となっています。

(3) 「子ども・子育て会議」について

子ども・子育て支援法第72条に基づき、内閣府に、「子ども・子育て会議」を設置しています。

国において、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援担当者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとしています。

(4) 「地方版子ども・子育て会議」について

子ども・子育て支援法第77条に基づき、市町村は、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関「地方版子ども・子育て会議」を置くよう努めることとされています。

地方版子ども・子育て会議には、事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割があります。

2. 保育所（園）あり方検討部会の設置について

（１）概要

平成21年11月の伊賀市保育所（園）あり方に関する提言から約10年が経過し、市内の保育所（園）は一定の統廃合を終えました。

しかしながらその間、少子化や施設の老朽化が進む一方、子ども・子育て支援新制度が始まり、保育環境が大きく変化する状況において、子どもを安心して育てることができる小学校就学前の教育及び保育の充実を図るため、保育所（園）の統廃合、認定こども園、民営化など、今後の保育所（園）運営のあり方について再度検討する時期を迎えています。

このような状況から、市民からの幅広い意見を集約し提言を行うことを目的とし、保育所（園）あり方検討部会を設置します。

（２）組織

部会の構成は、部会員15人以内とします。

部会員は、各種団体や施設代表者により幅広い立場や年代から選出します。

①関係団体から推薦された者（住民自治協議会、民生児童委員連合会、校長会、私立保育所（園）設置者、私立保育所（園）長、公立保育所（園）長、私立保育所（園）保護者会、公立保育所（園）保護者会）

②その他市長が必要と認める者（識見を有する者）

（３）今後の予定について

①伊賀市少子化対策推進委員会条例の一部改正（専門部会の設置）

②保育所（園）あり方検討部会設置

③第2次伊賀市保育所（園）のあり方に関する提言（仮称）の作成